

2013年10月4日

第7回障害者の地域生活推進の検討会への意見
障害者の地域生活の推進に関する議論の整理（案）に関して

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
代表 光増昌久

I 重度訪問介護の対象拡大について

行動上著しい困難を有しなくても区分4以上で、常時介護が必要な者が地域生活を希望する場合、計画相談で重度訪問介護を必要としている場合、市町村で支給決定できる特例を設ける事。

II ケアホームとグループホームの一元化について

2. 入居者の介護サービスの利用に関する基本的な考え方

居宅介護は個人の支給決定で事業者と契約するもので、グループホームでは、計画相談と個別支援計画で慎重に検討しサービス管理責任者が責任をもつので、サービスの提供に係る責任の所在が不明確になる事はない。したがって外部サービス利用型でも契約はグループホーム事業所と居宅介護事業者との契約ではなく、利用者との契約とすべきでないか

外部サービス利用型を利用する場合の居宅介護事業者の範囲を示していただきたい。

3. 一元化後のグループホームの基準等について

(2) 設備基準について

○共同生活住居の入居定員について

ヒヤリングでも多くの団体の意見は、現在の1ユニット2人から10人に基準でなく4～6人の基準が望ましいとしている。2ユニット20人、3ユニット30人のグループホームは経過措置として、新たに1ユニットの適正な基準を作成すべきでないか

また、都道府県知事が特例で認めている3ユニット30人も今回廃止すべきでないか

4. 一元化後のグループホームの報酬について

(1) 介護サービス包括型

経過的に認められている重度者の個人単位のホームヘルプ利用は、現行のケアホームの報酬体系では重度者が生活できない状況にあるため、個別のホームヘルプ利用で障害の重い人の生活を支えている実態がある。制度として恒久化する方向と、ホームヘルプを利用しなくても生活を支えられる介護サービス包括型の報酬の見直しが必要である。

経過的な個人単位のホームヘルプ利用は、現在利用している人以外の新規利用者も利用可能であると解釈するがいかがか

(2) 外部サービス利用型

報酬と外部サービス利用の仕組みがまだ不明確である。詳細な提示をしていただきたい。

5. サテライト型住居の基準等について

利用に当たって、計画相談と個別支援計画で本人の意向を十分に把握して、利用期間の目途、サテライト住居から一人暮らしを目指す計画を明示すべきである。

Ⅲ 地域における居住支援の在り方について

<一の建物における共同生活住居の設置数に関する特例>

1つの建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする

④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下であること

確認1ユニット10人以下の共同生活住居が複数同一の建物に複数ある場合と解釈していか、その場合の報酬は、入居定員総数の報酬で大規模減算に該当すると解釈していか